

# 【平成30年度】 週休2日試行工事の試行方針について

		完全週休2日		週休2日相当	
		発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
共通事項	週休2日の定義	対象期間中の各週において休工対象日に現場閉所を実施すること		対象期間において、2/7以上の現場閉所を実施すること	
	非対象期間	準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間			
	現場閉所の定義	現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう			
工事成績 + 履行実績 取組証	工事成績評価	対象期間中の全日数に対する休工(現場閉所)日数の割合が2/7(週休2日(4週8休))を超えた場合に評価を行う			
	完全週休2日の履行実績取組証	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が70%以上を超えた場合に発行する。(受注者希望型は、H30.8.1より入札公告を開始する工事から実施率によらず取組証を発行しない)			
	対象期間	工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間			
	休工対象日	「土曜日・日曜日」「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントしない		「土曜日・日曜日」「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする	
積算	週休2日の費用計上	現場閉所の達成状況に応じて各経費(労務費・機械経費(賃料)・共通仮設費率・現場管理費率)を補正			
	対象期間	工期開始日～最終精算変更時の現場説明日のうち、非対象期間を除いた期間			
	現場閉所日数	「土曜日・日曜日」「祝祭日」を問わず、現場を閉所した日数とする 天候(降雨・積雪等)により休工した日は、現場閉所日数としてカウントする			
	各経費の補正	現場閉所の達成状況が、4週8休以上(28.5%)に達したことを確認できた場合に補正する	現場閉所の達成状況が、4週8休以上(28.5%)、4週7休以上4週8休未満(25%以上28.5%未満)、4週6休以上4週7休未満(21.4%以上25%未満)に達したことを確認できた場合に補正する ※4週6休未満、週休2日に取組む協議が整わなかったものは補正の対象としない	現場閉所の達成状況が、4週8休以上(28.5%)に達したことを確認できた場合に補正する	現場閉所の達成状況が、4週8休以上(28.5%)、4週7休以上4週8休未満(25%以上28.5%未満)、4週6休以上4週7休未満(21.4%以上25%未満)に達したことを確認できた場合に補正する ※4週6休未満、週休2日に取組む協議が整わなかったものは補正の対象としない

※平成30年4月1日以降に入札公告を開始する工事から適用

# 【平成30年度】「完全週休2日」の試行方針について

対象期間中の各週において休工対象日に現場閉所を実施することである

## ○対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

## ○非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

## ○休工対象日

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい  
天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントしない

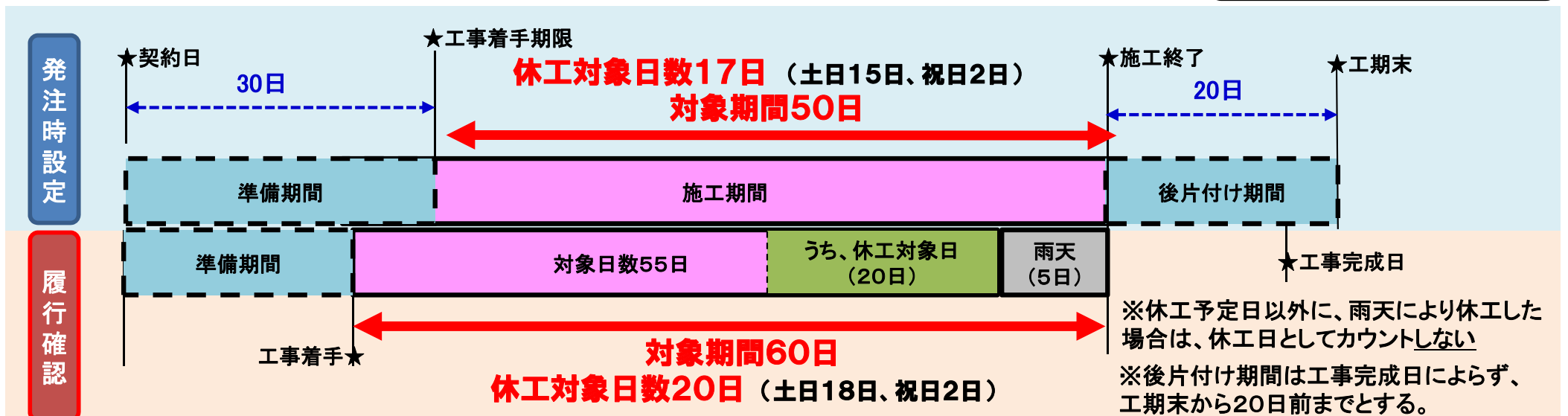
## ○現場閉所の定義

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう

本官

**完全週休2日** (土日・祝祭日の合計日数以上 現場閉所を実施する)

工期100日の場合



# 【平成30年度】「週休2日相当」の試行方針について

対象期間において、2/7(4週8休)以上の現場閉所を実施することである

○対象期間

工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間

○非対象期間

準備期間、後片付け期間、夏季休暇(3日間)、年末年始休暇(6日間)、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

○休工対象日数

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7(4週8休)以上(小数点以下切り上げ)の日数とする  
天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工としてカウントする

○現場閉所の定義

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所で事務作業も含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう

分任官

**週休2日相当** (対象期間の2/7以上 現場閉所を実施する)

工期100日の場合

